

問17 補償給付

療養手当とはなんですか。

答 療養手当は、入院に必要な諸雑費や通院に必要な交通費などにあてるため、認定疾病の治療を受けている被認定者の請求に基づいて支給されるものです。

療養手当は、1か月のうち、認定疾病の治療のため入院した日数が1日以上、又は認定疾病の治療のため通院（老人保健施設、特別養護老人ホームなどに入所中に認定疾病の治療を受けた場合も含まれます。）した日数が4日以上ある場合にその日数に応じて支給されます。

なお、療養手当請求書の書き方は54ページを参照してください。



問18 補償給付

療養手当の請求書を提出しましたが、支給されない月があります。どうしてですか。

答 療養手当は、認定疾病の治療を受けた、入院や通院の日数に応じて請求できます。

支給に当たっては、請求書に記載された入院、通院の日数と医療機関から提出される認定疾病の当該診療月の診療日数を照合し、確認のうえ支給します。

したがって、**通院の日数が3日以内であるとか、他疾病の治療の日数による請求には支給できません。**

また、医療機関から提出される診療日数の証明が遅れた場合などには、療養手当の支給が遅れることがあります。

なお、提出期限である翌月の20日までに療養手当請求書を愛知県知多保健所に提出していただくと、支給に該当すると確認された方には、翌々月の原則13日に支払われます。

問19 補償給付

療養手当の請求を忘れた場合は、さかのぼって請求することができますか？
療養手当請求書がなくなりましたが、どうしたらいいですか。

答 療養手当は、月を単位として、被認定者が請求することとなっております。

支給要件に該当する方は、翌月の20日までに、療養手当請求書を愛知県知多保健所に提出してください。

なお、請求をすることができる時から2年を経過すると、請求することができなくなります。

また、療養手当請求書は、毎年5月頃、被認定者のご自宅へ1年分をまとめてお送りしていますが、足りなくなった場合は、愛知県知多保健所又は愛知県環境部環境政策課に連絡してください。

問20 補償給付

障害補償費とはなんですか。

答 障害補償費は、被認定者の障害の程度が一定程度（特級・1級・2級・3級）に該当する場合に支給されます。

障害の程度は、日常生活の困難度及び労働力の喪失度などに基づいて、特級・1級・2級・3級の4つの等級に区分されています。

障害補償費の額は、毎年度、国が労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、性別、年齢階層別に区分した障害補償標準給付基礎月額を定め、これに障害の程度に応じた率（給付率）を乗じて得た額とされています。

なお、特級には介護を要する状態にあることから、介護加算があります。

問21 補償給付

障害の程度（等級）の診査とはなんですか。

答 障害補償費を受けている方は、認定疾病による障害の程度について、毎年、診査を受けなければなりません。

この障害の程度の診査を受けないときには、障害補償費の支給が止まることとなりますので、ご注意ください。

また、この診査の結果、障害等級が3級から級外に下がったり、3級から2級へ上がるなど、等級が変わることがあります。

問22 補償給付

障害の程度（等級）の診査の手続きはどうすればよいですか。

答 該当する方には、愛知県知多保健所から診査をする月の3～4か月前にお知らせするとともに、「障害補償費診査書」の用紙を送付しますので、所定の事項を記入し、主治医に「主治医診断報告書」を記入してもらったうえ、すみやかに愛知県知多保健所に提出してください。

保健所では、診査書を受け付けると医学的検査の検査通知票を発行しますので、すみやかに必要な検査を指定の検査機関で受けてください。

なお、障害補償費診査書の所定の事項の書き方は、53ページを参照してください。